

保護者 各位

岡山県立笠岡高等学校長

出席停止について

下記の表にある感染症と診断されましたら、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。主治医の指示に従い、治療に専念してください。回復後、再登校の際には、下記「治癒証明書」(医師の記入)を学校へ提出してください。

*インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合に限り、医師による治癒証明は不要です。出席停止期間の基準を守り、再登校の際には「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書」(保護者記入)を学校へ提出してください。

種	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルス性のもの)、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるもの)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※上記の感染症以外で、他に感染させる恐れがあるため登校を控えるように担当医師より指示があった場合は学校へご相談ください。

キ リ ト リ セ ン

本人→担任(出席簿へ記録)→保健室

治癒証明書(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外)

岡山県立笠岡高等学校

年 組 氏名

上記の生徒は、(病名) _____ のために治療中のところ、治癒したことを証明します。

出席停止期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
(付記)

年 月 日

医療機関名
医師名